○総務省令第二十五号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十七日

総務大臣　新藤　義孝

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令

（住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第一条　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条　この省令は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令

（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

第二条第一号中「（昭和二十三年法律第百八十六号）」を削り、同号及び同条第二号中「（煙を感知するものに限る。）」を削る。

第二条第四号の次に次の二号を加える。

四の二　定温式住宅用防災警報器　一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三　連動型住宅用防災警報器　住宅用防災警報器で、火災の発生を感知した場合に火災の発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

第三条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

一　感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

第三条第三号の次に次の一号を加える。

三の二　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

第三条第五号の次に次の一号を加える。

五の二　無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

第三条第十号イ中「次の各号」を「次」に改め、「七十デシベル」の下に「（音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十の二　火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

第三条第十一号イに次のただし書を加える。

ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。

第三条第十四号中「感知部」を「イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部」に改め、同条第十六号を次のように改める。

十六　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ　自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ　イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ　機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

第三条に次の三号を加える。

十八　接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

十九　定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十　連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ　火災の発生を感知した場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ　他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ　ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ　スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

（イ）　スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

（ロ）　火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ　無線設備を有するものにあつては、次によること。

（イ）　無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

（ロ）　発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において

設計値以上であること。

(ハ)　電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ)　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

⑴　火災の発生を感知した住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

⑵　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ)　火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ヘ)　他の機器と識別できる信号を発信すること。

第五条第一項中第一号を第一号の三とし、同号の前に次の二号を加える。

一　電源電圧変動試験　住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセ

ント以下の範囲内（他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

一の二　消費電流測定試験　電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

第五条第一項第三号中「四十度以下」の下に「（十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　滴下試験　住宅用防災警報器（端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び自動試験機能を有するものを除く。）は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。

第五条第一項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　粉塵試験　住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当た

り二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格　Ｚ　八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。

第五条第二項中「前項第一号」を「前項第一号の三」に改める。

第六条第一項中「八・二マイクロキュリー」を「三〇三・四キロベクレル」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（定温式住宅用防災警報器の感度）

第七条の二　定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならない。

一　作動試験　八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間ｔ秒以内）で火災警報を発すること。

$$t = 40\log_{10}(1+(65-\theta_r)/16.25)/\log_{10}(1+65/16.25)$$

注　θ_rは室温（度）を表す。

二　不作動試験　五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

2　第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

第八条中「、消防法施行令第五条の七第一項第二号」を「消防法施行令第五条の七第一項第二号」に改め、「大きさとし」の下に「、第十一号の表示は外面に表示し」を加え、同条第一号中「住宅用防災警報器」を「光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器」に改め、同条第二号を次のように改める。

二　種別を有するものにあつてはその種別

第八条第二号の次に次の一号を加える。

二の二　型式及び型式番号

第八条第四号の次に次の一号を加える。

四の二　取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）

第八条第八号を次のように改める。

八　連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

第八条に次の五号を加える。

九　連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十　電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

十一　イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ　廃棄に関する注意表示

十二　公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

十三　使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

第八条に次の一項を加える。

2　住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

第十一条第二項を削る。

（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第二条　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第十六号ハを次のように改める。

ハ　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

⑴　火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

⑵　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

（中継器に係る技術上の規格を定める省令の一部改正）

第三条　中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十六号ロ⑵を次のように改める。

⑵　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に存する住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下この条において同じ。）若しくは現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日までに新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事を開始する住宅における住宅用防災警報器のうち、第一条の規定による改正後の住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一条の規

定に適合しないものに係る技術上の規格については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条　この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法第二十一条の三第一項に規定する法人であって総務大臣の登録を受けた者が行う検定対象機械器具等についての試験を申請している火災報知設備の感知器及び発信機並びに中継器に係る試験については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている感知器及び発信機並びに前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた感知器及び発信機に係る型式承認は、第二条の規定による改正後の火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

3　この省令の施行の際、現に型式承認を受けている中継器及び第一項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた中継器に係る型式承認は、第三条の規定による改正後の中継器に係る技術上の規格を定める省令の規格による型式承認とみなす。

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令等の一部を改正する省令案　新旧対照表

目　次

○　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）（第一条関係）……1
○　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）（第二条関係）……12
○　中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）（第三条関係）……13

○　住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）（第一条関係）

改正後	改正前
（趣旨） 第一条　この省令は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項及び消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器に係る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この省令は、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。
（用語の意義） 第二条　（略） 一　住宅用防災警報器　住宅（消防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器であつて、感知部、警報部等で構成されたものをいう。 二　住宅用防災報知設備　住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備であつて、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第	（用語の意義） 第二条　（略） 一　住宅用防災警報器　住宅（消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第九条の二第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。）における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器（煙を感知するものに限る。）であつて、感知部、警報部等で構成されたものをいう。 二　住宅用防災報知設備　住宅における火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備（煙を感知するものに限る。）であつて、感知器（火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第

十七号）第二条第一号に規定するものをいう。）、中継器（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）第二条第六号に規定するものをいう。）、受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。第六号において同じ。）及び補助警報装置で構成されたもの（中継器又は補助警報装置を設けないものにあつては、中継器又は補助警報装置を除く。）をいう。

三・四　（略）

四の二　定温式住宅用防災警報器　一局所の周囲の温度が一定の温度以上になつたときに火災警報を発する住宅用防災警報器をいう。

四の三　連動型住宅用防災警報器　住宅用防災警報器で、火災の発生を感知した場合に火災の発生した旨の信号（以下「火災信号」という。）を他の住宅用防災警報器に発信する機能及び他の住宅用防災警報器からの火災信号を受信した場合に火災警報を発する機能を有するものをいう。

五・六　（略）

（構造及び機能）

第三条　（略）

一　感知部は、火災の発生を煙又は熱により感知すること。

十七号）第二条第一号に規定するものをいう。）、中継器（中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）第二条第六号に規定するものをいう。）、受信機（受信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十九号）第二条第七号に規定するものをいう。第六号において同じ。）及び補助警報装置で構成されたもの（中継器又は補助警報装置を設けないものにあつては、中継器又は補助警報装置を除く。）をいう。

三・四　（略）

五・六　（略）

（構造及び機能）

第三条　（略）

一の二　（略）

二・三　（略）

三の二　ほこり又は湿気により機能に異常を生じないこと。

四・五　（略）

五の二　無極性のものを除き、誤接続防止のための措置を講ずること。

六～九　（略）

十　（略）

イ　警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発する住宅用防災警報器における音圧は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル（音圧を五デシベル単位で増加させた場合においては、増加後の音圧。以下「公称音圧」という。）以上であり、かつ、その状態を一分間以上継続できること。

（イ）（ロ）　（略）

ロ　（略）

十の二　火災警報以外の音響を発する住宅用防災警報器にあつては、火災の発生を有効に報知することを妨げないこと。

十一　電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。

一　（略）

二・三　（略）

四・五　（略）

六～九　（略）

十　（略）

イ　警報音（音声によるものを含む。以下同じ。）により火災警報を発する住宅用防災警報器における音圧は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める値の電圧において、無響室で警報部の中心から前方一メートル離れた地点で測定した値が、七十デシベル以上であり、かつ、その状態を一分間以上継続できること。

（イ）（ロ）　（略）

ロ　（略）

十一　電源に電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ　電池の交換が容易にできること。ただし、電池の有効期間が本体の有効期間以上のものにあつては、この限りでない。

ロ　（略）

十二・十三　（略）

十四　イオン化式住宅用防災警報器及び光電式住宅用防災警報器の感知部は、目開き一ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のための措置を講ずること。

十五　（略）

十六　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、次によること。

イ　自動試験機能は、住宅用防災警報器の機能に有害な影響を及ぼすおそれのないものであり、かつ、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであること。

ロ　イの確認に要する時間は、六十秒以内であること。ただし、機能の確認中であつても火災を感知することができるものにあつては、この限りではない。

ハ　機能が異常となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

十七　（略）

十八　接点間隔の調整部その他の調整部は、調整後変動しないように固定されていること。

イ　電池の交換が容易にできること。

ロ　（略）

十二・十三　（略）

十四　感知部は、目開き一ミリメートル以下の網、円孔板等により虫の侵入防止のための措置を講ずること。

十五　（略）

十六　自動試験機能を有する住宅用防災警報器にあつては、機能の異常を七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。

十七　（略）

十九　定温式住宅用防災警報器の感知部は、機能に有害な影響を及ぼすおそれのある傷、ひずみ等を生じないこと。

二十　連動型住宅用防災警報器は、次によること。

イ　火災の発生を感知した場合に連動型住宅用防災警報器から発信する火災信号は、他の連動型住宅用防災警報器に確実に信号を伝達することができるものであること。

ロ　他の連動型住宅用防災警報器から発せられた火災信号を、確実に受信することができるものであること。

ハ　ロにより火災信号を受信した場合に、確実に火災警報を発することができるものであること。

ニ　スイッチの操作により火災警報を停止することができるものにあつては、次によること。

(イ)　スイッチの操作により火災警報を停止した場合において、火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器にあつては十五分以内に、それ以外の連動型住宅用防災警報器にあつては速やかに、自動的に適正な監視状態に復旧するものであること。

(ロ)　火災の発生を感知した連動型住宅用防災警報器の火災警報を、それ以外の連動型住宅防災警報器のスイッチ操作により停止できないものであること。

ホ　無線設備を有するものにあつては、次によること。

(イ)　無線設備は、無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員

会規則第十八号）第四十九条の十七に規定する小電力セキュリティシステムの無線局の無線設備であること。

(ロ)　発信される信号の電界強度の値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置において設計値以上であること。

(ハ)　電波を受信する機能を有するものにあつては、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を受信できる最低の電界強度の値が設計値以下であること。

(ニ)　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。

⑴　火災の発生を感知した住宅用防災警報器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。

⑵　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、他の住宅用防災警報器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。

(ホ)　火災信号の発信を容易に確認することができる装置を設けること。

(ヘ)　他の機器と識別できる信号を発信すること。

（試験）

第五条　（略）

一　電源電圧変動試験　住宅用防災警報器は、電源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百十パーセント以下の範囲内（他の住宅用防災警報器から電力を供給される住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下）で変動した場合、機能に異常を生じないこと。

一の二　消費電流測定試験　電源に電池を用いる住宅用防災警報器は、定格電圧において消費電流を測定した場合、設計値以下であること。

一の三　気流試験　イオン化式住宅用防災警器は、通電状態において、風速五メートル毎秒の気流に五分間投入したとき、火災警報を発しないこと。

二　（略）

三　周囲温度試験　住宅用防災警報器は、〇度以上四十度以下（十度単位で拡大した場合においては、拡大後の温度範囲。以下「使用温度範囲」という。）の周囲の温度において機能に異常を生じないこと。

三の二　滴下試験　住宅用防災警報器（端子又は電線（端子に代えて用いるものに限る。）を用いないもの及び自動試験機能を

（試験）

第五条　（略）

一　気流試験　イオン化式住宅用防災警器は、通電状態において、風速五メートル毎秒の気流に五分間投入したとき、火災警報を発しないこと。

二　（略）

三　周囲温度試験　住宅用防災警報器は、〇度以上四十度以下　の周囲の温度において機能に異常を生じないこと。

有するものを除く。）は、通電状態において、当該住宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センチメートル毎分の割合で滴下する試験を行つた場合、機能に異常を生じないこと。	
四～六　（略）	四～六　（略）
六の二　粉塵試験　住宅用防災警報器は、通電状態において、濃度が減光率で三十センチメートル当たり二十パーセントの工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に定める日本工業規格　Ｚ　八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十パーセントの状態で行うこと。	
七～十　（略）	七～十　（略）
２　前項第一号の三、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。	２　前項第一号　、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
（イオン化式住宅用防災警報器の感度）	（イオン化式住宅用防災警報器の感度）
第六条　イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、Ｋ、Ｖ、Ｔ及びｔの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験（以下この条において「イオン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。）に合格するものでなければならない。	第六条　イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、Ｋ、Ｖ、Ｔ及びｔの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験（以下この条において「イオン化式住宅用防災警報器の感度試験」という。）に合格するものでなければならない。

注　Kは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極（電極間の間隔が二センチメートルで、一方の電極が直径五センチメートルの円形の金属板に三〇三・四キロベクレルのアメリシウム二四一を取り付けたものをいう。）間に二十ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。

一・二　（略）

2・3　（略）

（光電式住宅用防災警報器の感度）

第七条　（略）

（定温式住宅用防災警報器の感度）

第七条の二　定温式住宅用防災警報器の感度は、次の各号に定める試験に合格するものでなければならない。

一　作動試験　八十一・二五度の温度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四十秒以内（壁面に設置するものにあつては、次式で定める時間t秒以内）で火災警報を発すること。

$$t = 40\log_{10}(1+(65-\theta r)/16.25)/\log_{10}(1+65/16.25)$$

注　θrは室温（度）を表す。

二　不作動試験　五十度の風速一メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動しないこと。

注　Kは、公称作動電離電流変化率であり、平行板電極（電極間の間隔が二センチメートルで、一方の電極が直径五センチメートルの円形の金属板に八・二マイクロキュリーのアメリシウム二四一を取り付けたものをいう。）間に二十ボルトの直流電圧を加えたときの煙による電離電流の変化率をいう。

一・二　（略）

2・3　（略）

（光電式住宅用防災警報器の感度）

第七条　（略）

2　第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定温式住宅用防災警報器の感度試験について準用する。

（表示）

第八条　住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第六号及び第七号の表示は消防法施行令第五条の七第一項第二号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとし、第十一号の表示は外面に表示しなければならない。

一　光電式、イオン化式又は定温式の別及び住宅用防災警報器という文字

二　種別を有するものにあつてはその種別

二の二　型式及び型式番号

三・四　（略）

四の二　取扱方法の概要（取扱説明書その他これに類するものに表示するものを除く。）

五～七　（略）

八　連動型住宅用防災警報器にあつては、連動型という文字

九　連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備を有するものにあつては、無線式という文字

十　電源に電池を用いるものにあつては、電池の種類及び電圧

（表示）

第八条　住宅用防災警報器には、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。ただし、第六号及び第七号の表示は、消防法施行令第五条の七第一項第二号の規定により設置した状態において容易に識別できる大きさとし、なければならない。

一　住宅用防災警報器という文字

二　種別

三・四　（略）

五～七　（略）

八　この省令の規定に適合することを第三者が確認した場合にあつては、その旨及び当該第三者の名称

十一　イオン化式住宅用防災警報器にあつては、次に掲げる事項

イ　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和三十二年法律第百六十七号）第十二条の五第一項に規定する特定認証機器である旨の表示

ロ　廃棄に関する注意表示

十二　公称音圧（公称音圧があるものに限る。）

十三　使用温度範囲（使用温度範囲があるものに限る。）

2　住宅用防災警報器（無極性のものを除く。）に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に容易に消えないように表示しなければならない。

（基準の特例）

第十一条　（略）

（基準の特例）

第十一条　（略）

2　前項の規定は、外国において製造された住宅用防災警報器について準用する。この場合において、同項中「新たな技術開発に係る住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置」とあるのは「外国において製造された住宅用防災警報器」と読み替えるものとする。

○　火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）（第二条関係）

改正後	改正前
（感知器の構造及び機能） 第八条　（略） 一～十五　（略） 十六　（略） イ・ロ　（略） ハ　無線設備における火災信号の受信及び発信にあつては、次によること。 (1)　火災の発生を感知した感知器の無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であること。 (2)　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。 ニ～チ　（略） 十七・十八　（略）	（感知器の構造及び機能） 第八条　（略） 一～十五　（略） 十六　（略） イ・ロ　（略） ハ　無線設備が火災信号を受信してから発信するまでの所要時間が五秒以内であり、無線設備が火災信号の受信を継続している間（受信機又は他の連動型警報機能付感知器から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、受信機から当該確認をできるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。 ニ～チ　（略） 十七・十八　（略）

○　中継器に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十八号）（第三条関係）

改正後	改正前
（構造及び機能） 第三条　（略） 一～十五　（略） 十六　（略） イ　（略） ロ　（略） (1)　（略） (2)　無線設備が火災信号の受信を継続している間は、断続的に当該信号を発信すること。ただし、受信機から火災を受信した旨を確認できる機能又はこれに類する機能を有するものにあつては、この限りでない。 (3)～(5)　（略） ハ・ニ　（略） 2～4　（略）	（構造及び機能） 第三条　（略） 一～十五　（略） 十六　（略） イ　（略） ロ　（略） (1)　（略） (2)　無線設備は、火災信号の受信を継続している間（受信機から火災信号を受信した旨を確認できるものにあつては、火災信号の受信を受信機から確認できるまでの間に限る。）は、断続的に当該信号を発信すること。 (3)～(5)　（略） ハ・ニ　（略） 2～4　（略）